

令和2年度（2020年度）第1回中野区都市計画審議会について

標記の件について、下記のとおり開催したので報告する。

記

1 開催日時

令和2年（2020年）7月27日（月）午後2時から

2 開催場所

中野区役所 4階 区議会第1・2委員会室

3 諮問事項

《生産緑地地区に係る都市計画案件》

（1）東京都市計画生産緑地地区の変更について（中野区決定）

《中野四季の都市（まち）に係る都市計画案件》

（2）東京都市計画高度地区の変更について（中野区決定）

（3）東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（中野区決定）

4 その他

（1）東京都市計画の中野四丁目地区地区計画の変更に係る意見照会への対応について

（2）事務連絡（次回日程等について）

以上

東京都市計画生産緑地地区の変更について

1. 変更の概要

区内の東京都市計画生産緑地地区のうち、地区番号21の所有者から地区の一部について、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)第10条に規定する買取りの申出があった。

区は申出以降、区及び関係地方公共団体等へ買取りの可否について照会したところ、いずれも買取らない旨の回答があった。また、農業従事者へのあつせんも行ったが、取得希望者はなかった。よって、申出から3か月以上経過していることから法第14条の規定により、生産緑地としての行為の制限が解除されている。

このため、当区の東京都市計画生産緑地地区のうち、地区番号21の区域の一部について削除するものである。

2. 都市計画の案

別紙(計画書、総括図、計画図)のとおり

○対象地区番号と位置

地区番号21：中野区大和町四丁目地内

○申出による対象地区の面積

約0.37haのうち約0.07ha(約690㎡)を削除

○区内生産緑地地区全体の地区数と面積

現在：8地区(約1.43ha) → 変更後：8地区(約1.37ha)

3. 当該都市計画の経緯及び今後のスケジュール

令和元年	7月18日	生産緑地買取り申出受理
	10月18日	行為制限の解除
令和2年	1月29日～	都知事協議
	2月28日	
	3月10日～	都市計画案の公告・縦覧及び意見収集
	3月24日	
		図書の縦覧者 0名
		意見書の提出 0名
	7月27日	中野区都市計画審議会(諮問)
	8月上旬	都市計画変更(告示)予定

東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類及び面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 1.37 ha

第2 削除のみを行う位置及び区域

名 称		位 置	削 除 面 積	備 考
番号	地区名			
21	大和町	中野区大和町四丁目地内	約690㎡	地区の一部
計	1件		約690㎡	

『区域は、総括図及び計画図に表示のとおり』

【理 由】

生産緑地法第14条の規定による行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する。

東京都市計画生産緑地地区 総括図（中野区決定）

（平成31年3月1日現在）

○明治28年以前、自然規制
 平成15年6月24日 告示、施行
 平成18年3月21日 一部改正告示、施行
 平成19年10月27日 一部改正告示、施行
 平成22年6月11日 一部改正告示、施行
 平成27年3月26日 一部改正告示、施行
 平成27年7月7日 一部改正告示、施行
 平成29年3月16日 一部改正告示、施行
 平成29年6月12日 一部改正告示、施行
 平成30年3月17日 一部改正告示、施行

○昭和18年制定安全条例の準拠区域
 昭和15年10月1日 告示、施行
 昭和20年10月1日 一部改正告示、施行

日影規制値の凡例

日影規制値	日影規制値の凡例
0%	0%以上5%未満
5%	5%以上10%未満
10%	10%以上15%未満
15%	15%以上20%未満
20%	20%以上

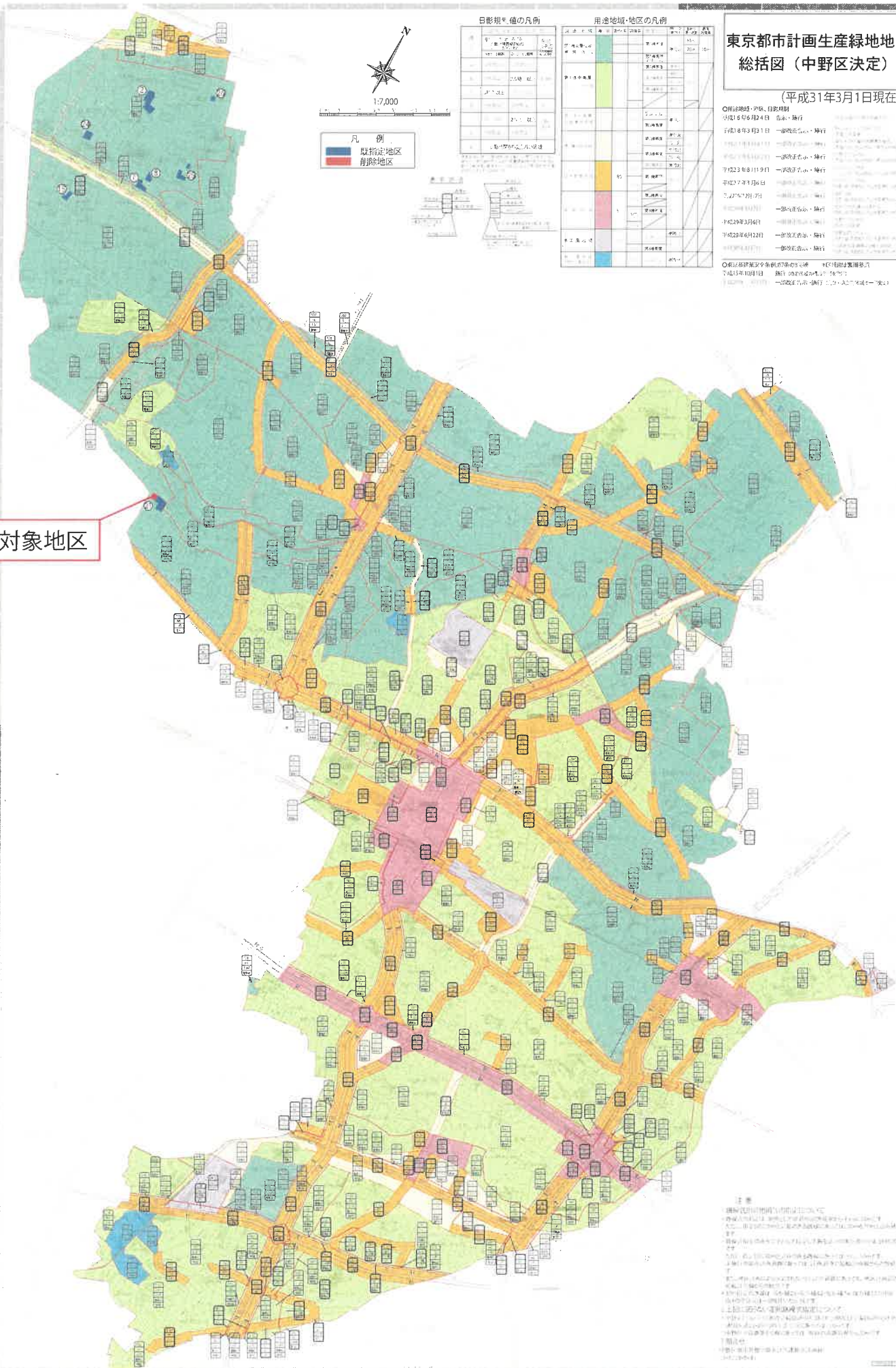
用途地域・地区の凡例

用途地域・地区	色
第一種中高層地区	黄緑色
第二種中高層地区	黄緑色
第一種中層地区	黄緑色
第二種中層地区	黄緑色
第一種低層地区	黄緑色
第二種低層地区	黄緑色
第三種低層地区	黄緑色
第四種低層地区	黄緑色
第一種低層地区（準）	黄緑色
第二種低層地区（準）	黄緑色
第三種低層地区（準）	黄緑色
第四種低層地区（準）	黄緑色
第一種低層地区（特）	黄緑色
第二種低層地区（特）	黄緑色
第三種低層地区（特）	黄緑色
第四種低層地区（特）	黄緑色
第一種低層地区（特）（準）	黄緑色
第二種低層地区（特）（準）	黄緑色
第三種低層地区（特）（準）	黄緑色
第四種低層地区（特）（準）	黄緑色
第一種低層地区（特）（準）（特）	黄緑色
第二種低層地区（特）（準）（特）	黄緑色
第三種低層地区（特）（準）（特）	黄緑色
第四種低層地区（特）（準）（特）	黄緑色



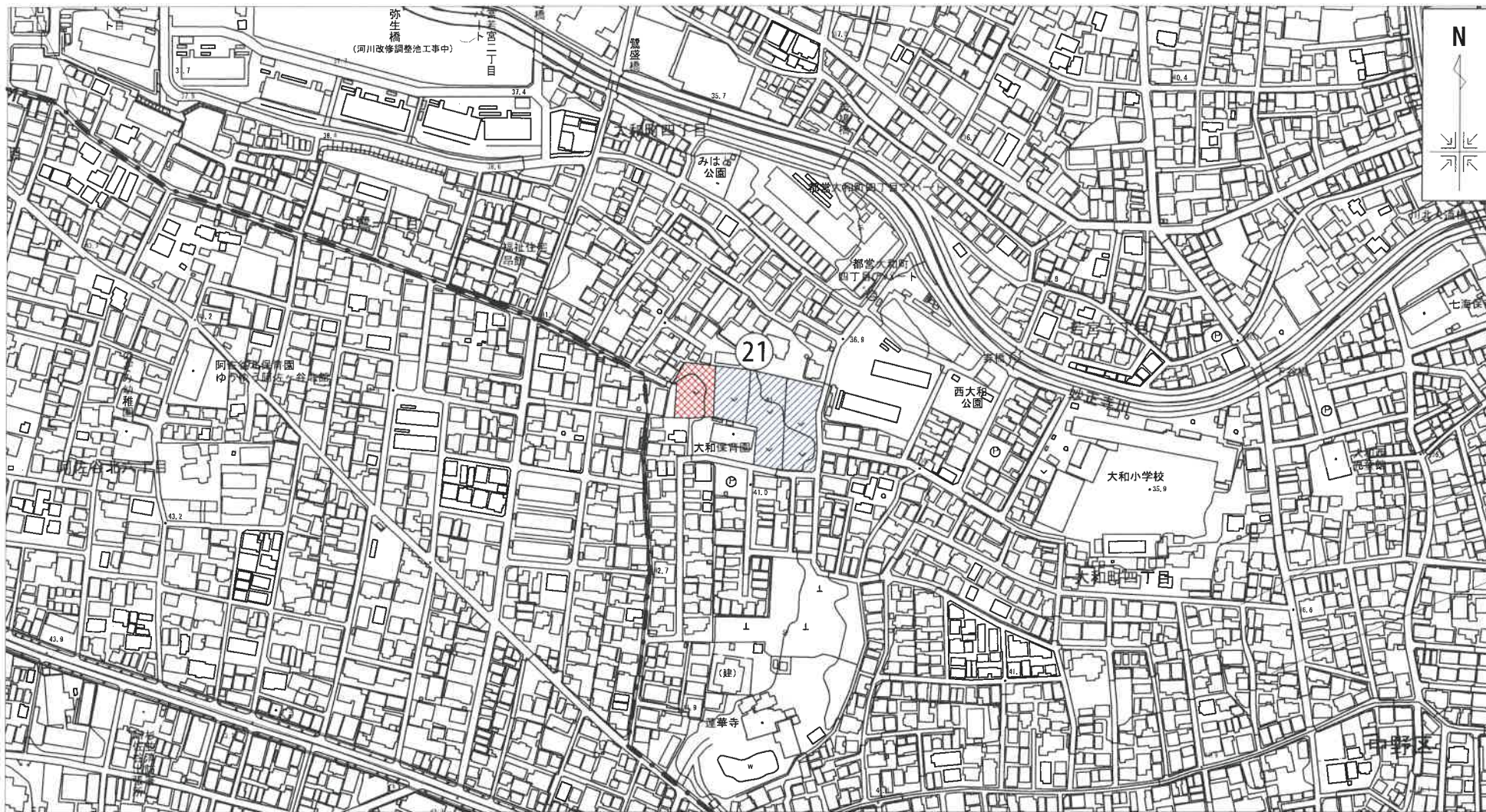
凡例
 緑色 指定地区
 赤色 削除地区

対象地区

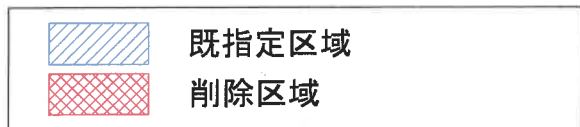


注意
 1. 本図は、東京都市計画生産緑地地区に関するものであり、そのほかの都市計画に関するものではありません。
 2. 本図は、平成31年3月1日現在のものです。今後の都市計画の変更により、内容が変更される場合があります。
 3. 本図は、一部の道路や河川等は省略されています。
 4. 本図は、一部の地名等は省略されています。
 5. 本図は、一部の地番等は省略されています。
 6. 本図は、一部の施設等は省略されています。
 7. 本図は、一部の境界線等は省略されています。
 8. 本図は、一部の地形等は省略されています。
 9. 本図は、一部の植栽等は省略されています。
 10. 本図は、一部のその他等は省略されています。

東京都市計画生産緑地地区（地区番号②1）計画図



凡例



縮尺 1 : 2, 500

--- 区境

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号）31都市基交著第51号、令和元年6月17日
31都市基街都第178号、令和元年10月18日

中野四季の都市（まち）に係る都市計画案について

1. 都市計画案の名称

(参考) 東京都市計画地区計画中野四丁目地区地区計画の変更について (東京都決定)

(1) 東京都市計画高度地区の変更 (中野区決定)

(2) 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更 (中野区決定)

2. 都市計画変更の概要

警察大学校等跡地の土地利用転換を図るため、平成19年4月に都決定となる中野四丁目地区地区計画をまちづくりのルールとして決定し、区域内地権者の建築計画の具体化に合わせて、建築物等の制限に新たな項目を追加するなど、地区計画の変更を行い、中野四季の都市（まち）の開発整備を進めてきた。

今回は、中野区の本庁舎整備計画の具体化や地区計画区域内のまちづくりの進展に合わせて地区計画を変更することに伴い、関連する都市計画の変更を行うものである。

3. 都市計画案について

(参考) 中野四丁目地区地区計画の変更 (東京都決定)

- ・ これまでの開発整備やまちづくりに関する計画策定を踏まえ、地区計画の目標や区域の整備・開発及び保全に関する方針の追記等を行う。
- ・ 再開発等促進区の区域を地区計画区域全体に拡大し、区域3-4及び区域3-5について、地区施設等の公共施設を地区整備計画に定める。
- ・ 区域3-4について、建築計画が具体化したことから、建築物等に関する事項を定める。

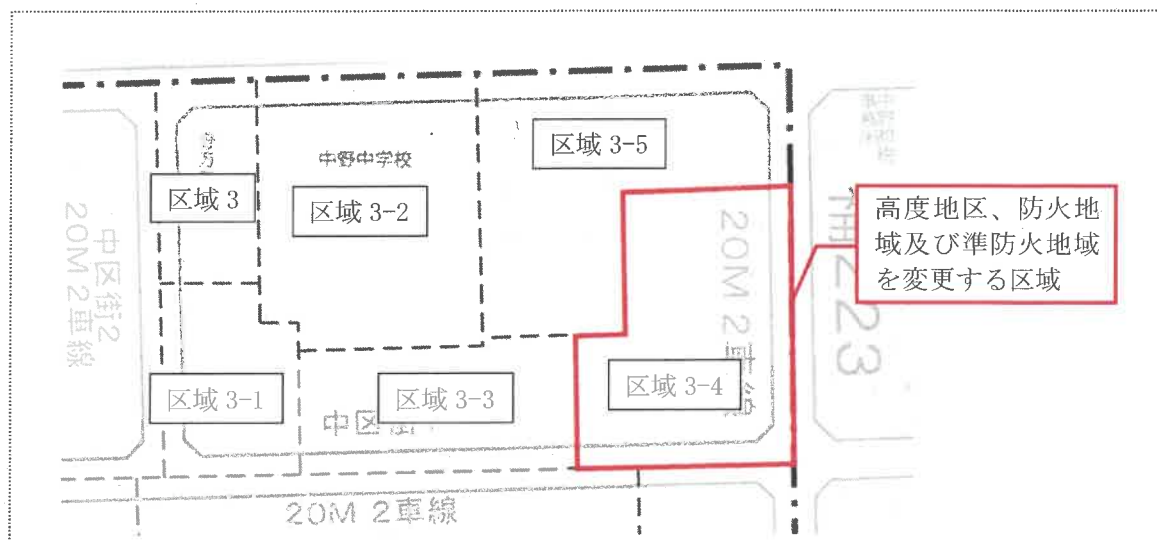
(1) 高度地区の変更 (中野区決定) ※別紙1参照

地区計画を変更する区域3-4については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとともに、一体的、総合的な市街地の開発整備を進めるため、地区整備計画に建築物の高さの最高限度等を定めることとしている。

このため、現在、都市計画の地域地区の一環として定めている最高限度高度地区を当該区域において廃止する。

(2) 防火地域及び準防火地域の変更（中野区決定） ※別紙2参照

地区計画を変更する区域3-4については、都市機能の向上を図るため、建築物の防火性能を高めることとしている。このため、現在、当該区域に都市計画として定めている準防火地域を防火地域に変更する。



4. 都市計画の案に対する意見書の要旨及び区の見解

都市計画の案について令和2年2月19日から3月4日まで縦覧を行ったところ、意見書の提出はなかった。

5. 今後のスケジュール

都の意見照会に対して回答を行った中野四丁目地区地区計画の変更案については、令和2年9月7日に予定されている東京都都市計画審議会に諮問される。

その結果を待って、都区同時に10月上旬の都市計画決定（告示）を予定している。

【参考 1】中野四丁目地区地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）の構成と経緯

平成 19 年 4 月 中野四丁目地区地区計画の都市計画決定

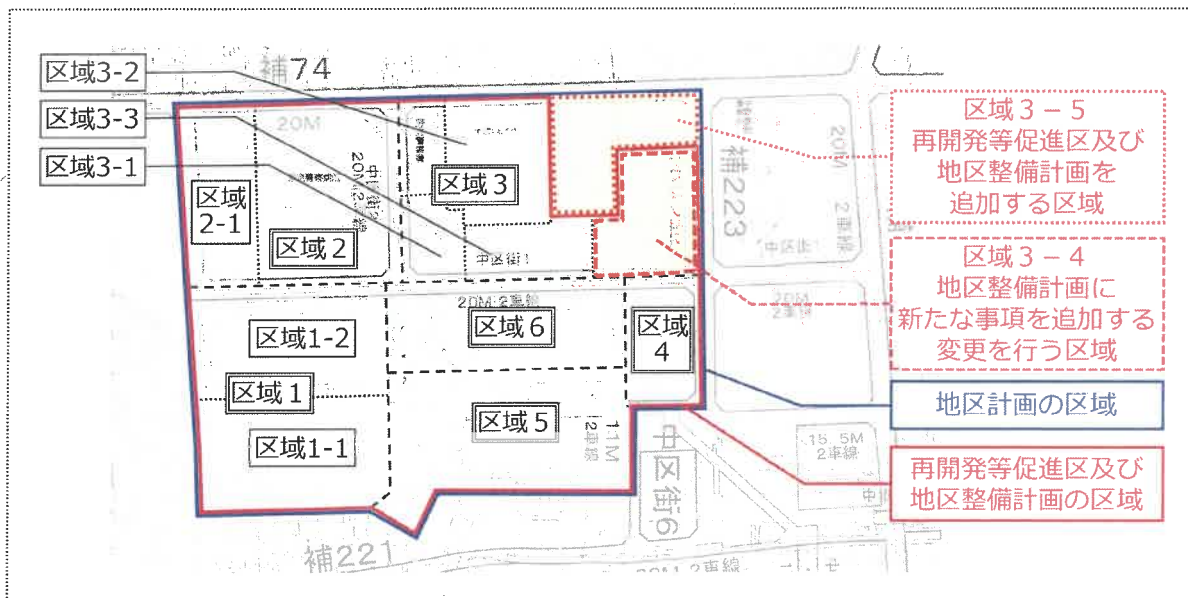
平成 21 年 6 月 都市計画変更（区域 1-1、1-2、4、5 の地区整備計画変更）

平成 23 年 8 月 都市計画変更（区域 2-1、3-1、3-2、3-3 の地区整備計画変更）

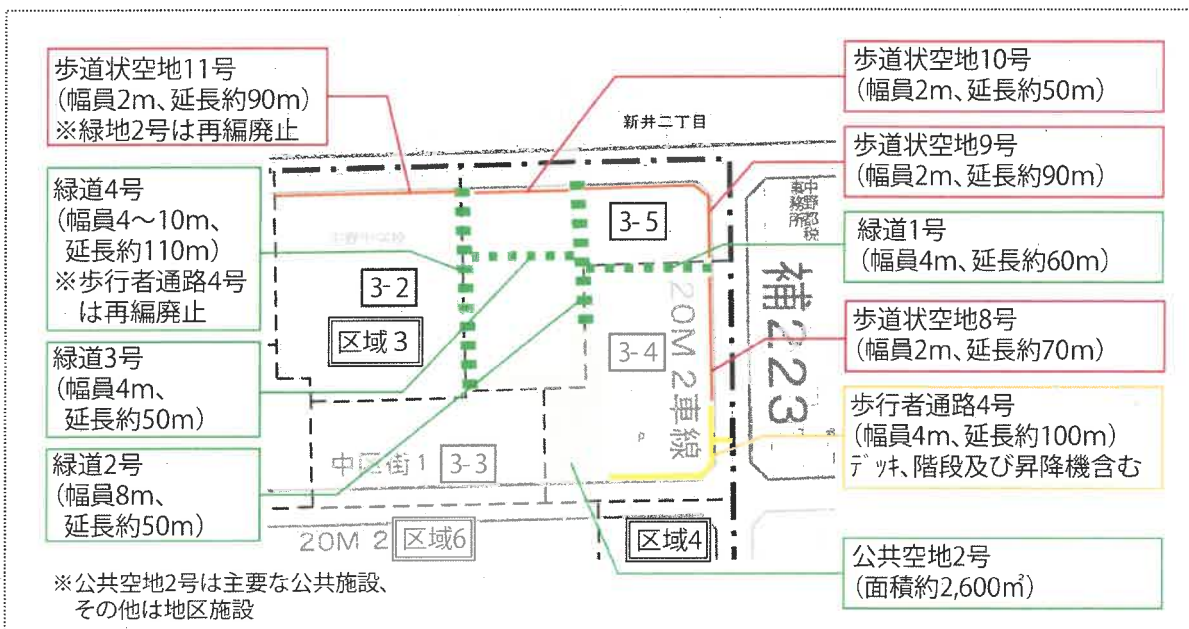
地区計画に定める事項		今回（第 3 回）変更事項 ——は変更なしを示す	
名称		——	
位置		——	
面積		——	
地区計画の目標		中野四季の都市（まち）北東エリア整備方針の策定を反映した記述に修正	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	——	
	公共施設等の整備の方針	都市計画公園及び公共空地の面積数値を削除	
	建築物等の整備の方針	中野四季の都市（まち）北東エリア整備方針や中野駅周辺各地区のまちづくり方針策定を反映した記述に修正 区域 3 の将来見直しを想定した容積率を追加	
再開発等促進区	位置	——	
	面積	面積を拡大	
	土地利用に関する方針	——	
	主要な公共施設の配置及び規模	一部追加、一部名称修正	
地区整備計画	位置	——	
	面積	面積を拡大	
	地区施設の配置及び規模	一部追加、一部再編廃止	
	建築物等に関する事項	地区の区分	区域 3 を拡大（区域 3-5）、区域 3 を細分化
		用途の制限	区域 3-4 を修正 区域 4、5 を修正（開発整備完了後の用途地域変更の反映）
		容積率の最高限度	区域 3-4 に決定
		敷地面積の最低限度	区域 3-4 に決定
		壁面の位置の制限	区域 3-4 に決定
		高さの最高限度	区域 3-4 に決定
形態、色彩、意匠の制限		——（区域 3-5 にも適用）	

【参考2】中野四丁目地区地区計画の変更概要

■地区整備計画の変更と再開発等促進区及び地区整備計画の区域の追加



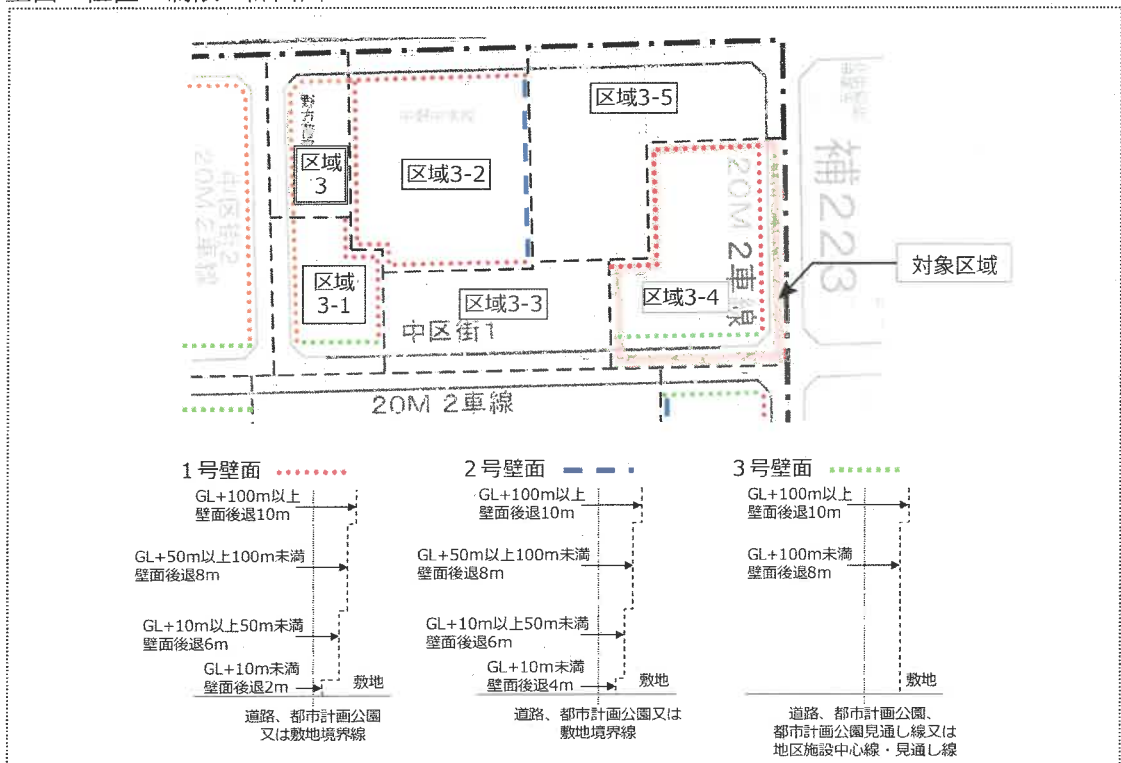
■主要な公共施設と地区施設



■区域3-4の建築物に関する事項

建築物等の用途の制限	次の各号に掲げるものは建築してはならない。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物 2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(り)項に掲げる建築物
建築物の容積率の最高限度	10分の45
建築物の敷地面積の最低限度	0.5ha
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 ただし、次の各号の一に該当する建築物の部分に対しては、適用しない。 (1) 歩行者デッキ、階段、スロープなど円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分及び公共公益施設 (2) 道路から地下駐車場に通ずる車路 (3) 歩行者の快適性及び安全性を確保するために必要な庇等
建築物等の高さの最高限度	55m 建築基準法施行令第2条第1項第六号に定める高さとする。

壁面の位置の制限 計画図



都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画高度地区

2 理由

中野四丁目地区地区計画（平成19年4月決定）では、防災公園等の都市基盤施設の整備を進め、避難場所としての安全性の確保を図るとともに、中野駅周辺の「賑わいの心」の整備・育成と連携し、商業・業務、教育・文化、医療、住居、公共公益等の機能を備えた複合市街地を形成する、としている。

同地区内で本庁舎の整備を進める中野区の企画提案により、再開発等促進区を定める地区計画の地区整備計画の変更（都決定）が予定されている。変更区域については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとともに、一体的、総合的な市街地の開発整備を進めることから、既定の高度地区を廃止する必要がある。

このような背景を踏まえ、土地利用上の観点から検討した結果、面積1.1haの高度地区を廃止する変更を行うものである。

東京都計画高度地区
(中野区決定) 総括図

中野四丁目地区内

この図は、平成27年度
平成27年6月24日 告示(第10号)

平成27年1月31日	一部改正(第1号)	東京都建設局 都市計画課
平成27年3月31日	一部改正(第2号)	東京都建設局 都市計画課
平成27年5月31日	一部改正(第3号)	東京都建設局 都市計画課
平成27年6月1日	一部改正(第4号)	東京都建設局 都市計画課
平成27年7月1日	一部改正(第5号)	東京都建設局 都市計画課
平成27年8月1日	一部改正(第6号)	東京都建設局 都市計画課
平成27年9月1日	一部改正(第7号)	東京都建設局 都市計画課
平成27年10月1日	一部改正(第8号)	東京都建設局 都市計画課
平成27年11月1日	一部改正(第9号)	東京都建設局 都市計画課
平成27年12月1日	一部改正(第10号)	東京都建設局 都市計画課

日照規制値の凡例	用途地域・地区の凡例
1. 日照規制値の凡例	1. 第一種低層住居専用地域
2. 日照規制値の凡例	2. 第二種低層住居専用地域
3. 日照規制値の凡例	3. 第三種低層住居専用地域
4. 日照規制値の凡例	4. 第一種中層住居専用地域
5. 日照規制値の凡例	5. 第二種中層住居専用地域
6. 日照規制値の凡例	6. 第三種中層住居専用地域
7. 日照規制値の凡例	7. 第一種高度地区
8. 日照規制値の凡例	8. 第二種高度地区
9. 日照規制値の凡例	9. 第三種高度地区
10. 日照規制値の凡例	10. 第一種商業地区
11. 日照規制値の凡例	11. 第二種商業地区
12. 日照規制値の凡例	12. 第三種商業地区
13. 日照規制値の凡例	13. 第一種工業地区
14. 日照規制値の凡例	14. 第二種工業地区
15. 日照規制値の凡例	15. 第三種工業地区
16. 日照規制値の凡例	16. 第一種公共施設地区
17. 日照規制値の凡例	17. 第二種公共施設地区
18. 日照規制値の凡例	18. 第三種公共施設地区
19. 日照規制値の凡例	19. 第一種公園地区
20. 日照規制値の凡例	20. 第二種公園地区
21. 日照規制値の凡例	21. 第三種公園地区
22. 日照規制値の凡例	22. 第一種緑地地区
23. 日照規制値の凡例	23. 第二種緑地地区
24. 日照規制値の凡例	24. 第三種緑地地区
25. 日照規制値の凡例	25. 第一種水辺地区
26. 日照規制値の凡例	26. 第二種水辺地区
27. 日照規制値の凡例	27. 第三種水辺地区
28. 日照規制値の凡例	28. 第一種水辺地区
29. 日照規制値の凡例	29. 第二種水辺地区
30. 日照規制値の凡例	30. 第三種水辺地区



決定区域

1. 図解の用途地域・地区の凡例

2. 日照規制値の凡例

3. 図解の用途地域・地区の凡例

4. 図解の用途地域・地区の凡例

5. 図解の用途地域・地区の凡例

6. 図解の用途地域・地区の凡例

7. 図解の用途地域・地区の凡例

8. 図解の用途地域・地区の凡例

9. 図解の用途地域・地区の凡例

10. 図解の用途地域・地区の凡例

11. 図解の用途地域・地区の凡例

12. 図解の用途地域・地区の凡例

13. 図解の用途地域・地区の凡例

14. 図解の用途地域・地区の凡例

15. 図解の用途地域・地区の凡例

16. 図解の用途地域・地区の凡例

17. 図解の用途地域・地区の凡例

18. 図解の用途地域・地区の凡例

19. 図解の用途地域・地区の凡例

20. 図解の用途地域・地区の凡例

21. 図解の用途地域・地区の凡例

22. 図解の用途地域・地区の凡例

23. 図解の用途地域・地区の凡例

24. 図解の用途地域・地区の凡例

25. 図解の用途地域・地区の凡例

26. 図解の用途地域・地区の凡例

27. 図解の用途地域・地区の凡例

28. 図解の用途地域・地区の凡例

29. 図解の用途地域・地区の凡例

30. 図解の用途地域・地区の凡例

東京都市計画高度地区の変更（中野区決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
第 1 種 高度地区	約 ha 600.7	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
第 2 種 高度地区	約 ha 584.6 (585.7)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあつては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
第 3 種 高度地区	約 ha 253.8	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあつては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
〔 最 高 限 度 〕 小 計	約 ha 1,439.1 (1,440.2)		
		<p>1 制限の緩和</p> <p>(1) この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度（以下「斜線型高さ制限」という。）が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。</p> <p>ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>イ 敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p> <p>(2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。）第86条第1項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規</p>	

	<p>定を適用する。</p> <p>イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、当該区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。</p> <p>2 既存不適格建築物等に対する適用の除外 この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。</p> <p>3 地区計画による特例 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の10に規定する地区整備計画の区域内において、基準法第68条5の5第2項の規定により基準法第56条の規定を適用しない建築物については、当該規定は適用しない。</p> <p>4 許可による特例 次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第2号の規定について、特定行政庁が許可するものは斜線型高さ制限において、高さを算定するときに限る。この場合において、特定行政庁は、第2号又は第3号に該当するものについて許可するときは、あらかじめ建築審査会の同意を得るものとする。</p> <p>(1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認められるもの</p> <p>(2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるものその他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物</p> <p>(3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物</p>	
--	--	--

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔 最 低 限 度 〕	方南通り地区	約 ha 105.8	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は7メートルとする。ただし、次の各号の一に該当する建築物または建築物の部分については、この規定は適用しない。 (1) 都市計画施設の区域内の建築物 (2) 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分 (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の10第1号および第2号に定める範囲のもの (4) 附属建築物で平屋建のもの（建築物に附属する門又はへいを含む。） (5) 地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの (6) その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの
	平和の森公園周辺地区		
	環状7号線中野地区		
	東京大学付属中等教育学校周辺地区		
	大和町中央通り沿道地区		
	沼袋区画街路第4号線沿道地区		
小 計	約 ha 105.8		
合 計	約 ha 1,544.9 (1,546.0)		

「位置、種類及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由 : 中野四丁目地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

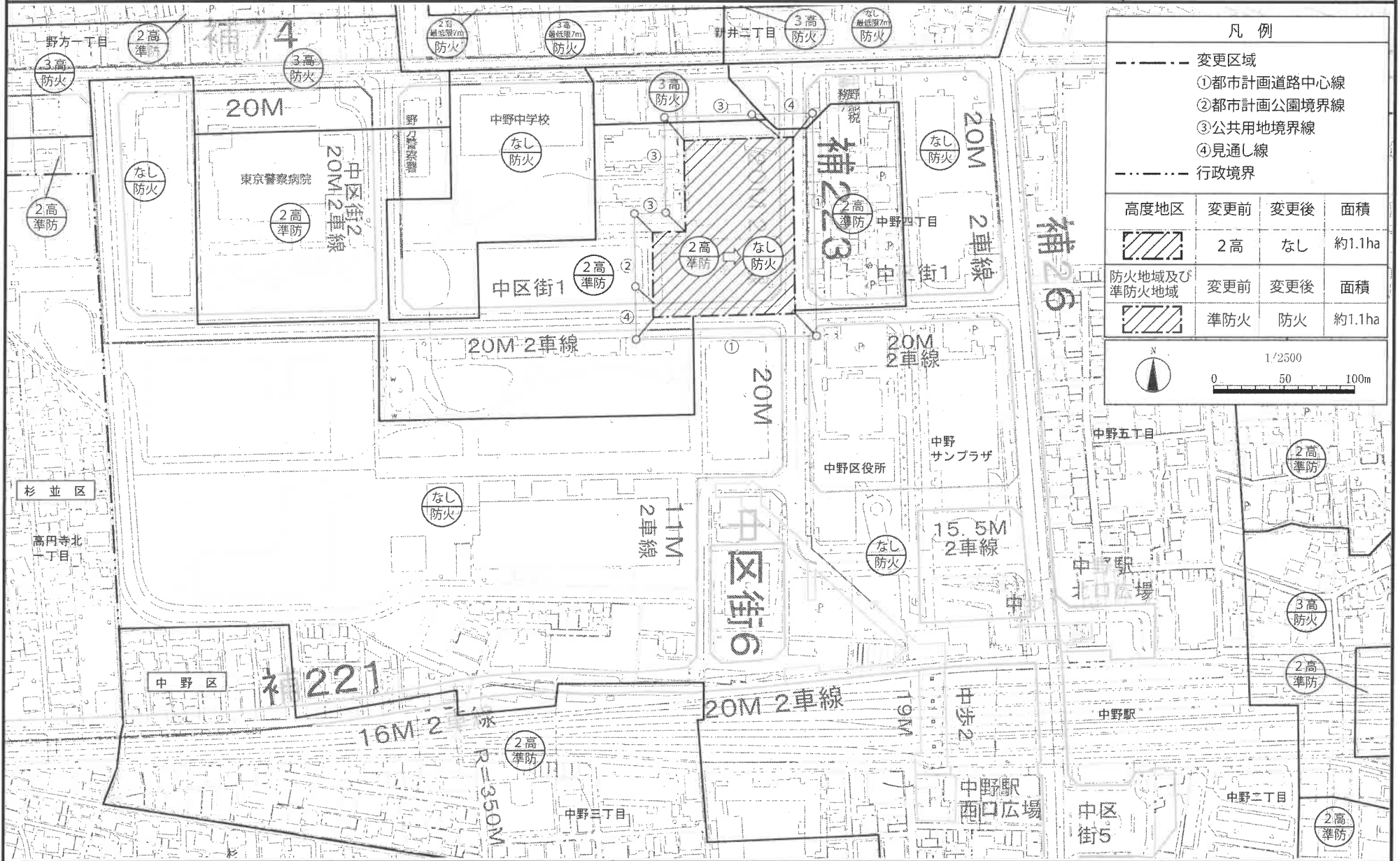
変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
①	中野四丁目地内	第2種高度地区	指定なし	約1.1ha	

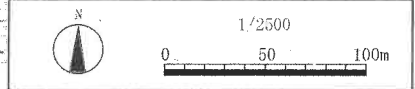
東京都市計画高度地区 東京都市計画防火地域及び準防火地域

計画図

[中野区決定]



凡例			
----- 変更区域			
①	都市計画道路中心線		
②	都市計画公園境界線		
③	公共用地境界線		
④	見通し線		
----- 行政境界			
高度地区	変更前	変更後	面積
	2高	なし	約1.1ha
防火地域及び準防火地域	変更前	変更後	面積
	準防火	防火	約1.1ha



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)31都市基交著第51号 ※(承認番号)31都市基街都第211号、令和元年11月26日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画防火地域及び準防火地域

2 理由

中野四丁目地区地区計画（平成19年4月決定）では、防災公園等の都市基盤施設の整備を進め、避難場所としての安全性の確保を図るとともに、中野駅周辺の「賑わいの心」の整備・育成と連携し、商業・業務、教育・文化、医療、居住、公共公益等の機能を備えた複合市街地を形成する、としている。

同地区内で本庁舎の整備を進める中野区の企画提案により、再開発等促進区を定める地区計画の地区整備計画の変更（都決定）が予定されている。変更区域については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとともに、防火性能の向上のため、防火地域を指定する必要がある。

このような背景を踏まえ、都市防災の観点から検討した結果、面積1.1haの防火地域及び準防火地域の区域を変更するものである。

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（中野区決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
防火地域	約 h a 394.2 (393.1)	中野区中野四丁目地内 約1.1ha増
準防火地域	約 h a 1,164.8 (1,165.9)	中野区中野四丁目地内 約1.1ha減
合 計	約 h a 1,559.0 (1,559.0)	

「位置、種類及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

中野四丁目地区地区計画の変更に伴い、都市防火の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

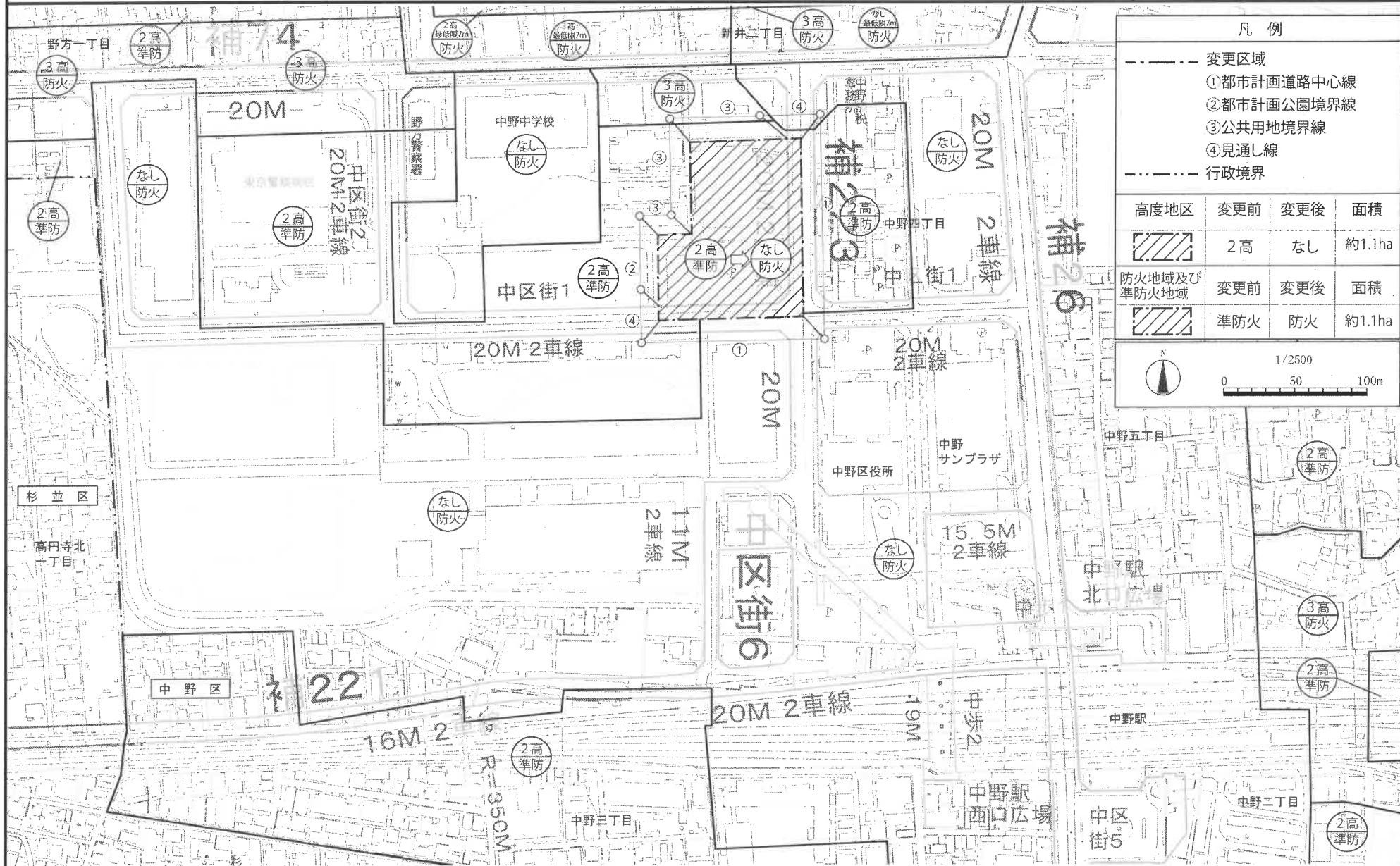
変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
①	中野四丁目地内	準防火地域	防火地域	約1.1ha	

東京都市計画高度地区 東京都市計画防火地域及び準防火地域

計画図

[中野区決定]



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31 都市基交著第 51 号 ※ (承認番号) 31 都市基街都第 211 号、令和元年 11 月 26 日

第23期中野区都市計画審議会委員名簿

(任期：令和元年(2019年)6月26日～令和3年(2021年)6月25日)

区分		氏名	備考
学 識 経 験 者 (5)	1	みやむら みつお 宮村 光雄	東京都コンクリート製品協同組合常任理事 元東京都都市整備局部長
	2	おおさわ まさはる 大沢 昌玄	日本大学理工学部土木工学科教授
	3	さとう たかお 佐藤 隆雄	国立研究開発法人 防災科学技術研究所客員研究員 災害復興まちづくり支援機構事務局次長
	4	まつもと のぶこ 松本 暢子	大妻女子大学社会情報学部教授
	5	やない しげと 柳井 重人	千葉大学大学院園芸学研究科准教授
区 民 (8)	6	たかはし さちこ 高橋 佐智子	中野区町会連合会
	7	よしだ としお 吉田 稔夫	中野区商店街連合会
	8	いしい ひろみ 石井 弘美	(公社)東京都宅地建物取引業協会中野区支部
	9	ふくしま けんや 福島 賢哉	(社)東京都建築士事務所協会中野支部
	10	すずき てるお 鈴木 照男	東京商工会議所中野支部
	11	たかやま よしあき 高山 義章	中野工業産業協会
	12	きむら ふくみ 木村 福美	公募
13	くろだ りか 黒田 理佳	公募	
議 会 議 員 (7)	14	かとう たくま 加藤 たくま	自由民主党議員団
	15	わかばやし しげお 若林 しげお	自由民主党議員団
	16	やまもと たかし 山本 たかし	立憲民主党・無所属議員団
	17	もり たかゆき 森 たかゆき	立憲民主党・無所属議員団
	18	きむら こういち 木村 広一	公明党議員団
	19	しらい ひでふみ 白井 ひでふみ	公明党議員団
	20	ながさわ かずひこ 長沢 和彦	日本共産党議員団
行政 機関 (3)	⑳	うえはら みねたか 上原 源隆	東京消防庁中野消防署長
	㉑	あまぐち しんじ 天口 真二	警視庁中野警察署長
	㉒	よしはら のぶたか 吉原 信貴	東京都第三建設事務所長

都市計画審議会委員は条例で25人以内となっている。

○：人事異動による委員変更

令和2年度(2020年度) 中野区都市計画審議会幹事名簿

	職 名	氏 名
1	企画部長	たかはし あきひこ 高橋昭彦
2	総務部危機管理担当部長	たきせ ひろゆき 滝瀬裕之
③	総務部危機管理課長、新区役所整備課長	なかむら ひろし 中村洋
4	総務部防災担当課長	やまだ けんじ 山田健二
5	都市基盤部長	なら こうじ 奈良浩二
6	都市基盤部都市計画課長	やすだ みちたか 安田道孝
7	都市基盤部道路課長	いのうえ ゆうき 井上雄城
⑧	都市基盤部公園緑地課長	はやし たけし 林健
9	都市基盤部建築課長	おさない ひでき 小山内秀樹
⑩	都市基盤部交通政策課長	むらた けんすけ 村田賢佑
⑪	都市基盤部住宅課長	いけうち あすか 池内明日香
12	まちづくり推進部長	かど ひでゆき 角秀行
13	まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり担当部長	とよかわ しろう 豊川士朗
14	まちづくり推進部まちづくり計画課長	ちだ しんじ 千田真史
15	まちづくり推進部野方以西担当課長	かりの じゅんいち 狩野純一
⑬	まちづくり推進部まちづくり事業課長	かわの ひであき 川野英明
⑭	まちづくり推進部まちづくり用地担当課長	さかい まさかつ 酒井雅勝
⑮	まちづくり推進部街路用地担当課長	ながぬま あきら 長沼彰
19	まちづくり推進部新井薬師前・沼袋駅周辺まちづくり担当課長	あらい ひろみ 荒井弘巳
⑯	まちづくり推進部防災まちづくり担当課長	もり しんいちろう 森真一郎
⑰	まちづくり推進部大和町まちづくり担当課長	まつばら ひろよし 松原弘宜
22	まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課長	まつまえ ゆかこ 松前友香子
⑳	まちづくり推進部中野駅新北口駅前エリア担当課長	おばた かずたか 小幡一隆
㉑	まちづくり推進部中野駅地区・周辺基盤整備担当課長	いしはら ちづる 石原千鶴
㉒	まちづくり推進部中野駅周辺地区担当課長、中野駅周辺エリアマネジメント担当課長	いしばし かずひこ 石橋一彦

(令和2年4月1日現在)

【事務局】

1	都市基盤部都市計画課長	やすだ みちたか 安田道孝
②	都市基盤部都市計画課庶務係長	ほそかわ ひろゆき 細川広行
③	都市基盤部都市計画課庶務係主事	ほりい しゅうへい 堀井翔平

中野区役所代表 03(3389)1111

○: 人事異動による幹事変更(兼務発令含む)又は組織改正による職名変更